

第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての審査がなされた結果、環境の保全について適切な配慮がなされていることから同項の規定による勧告をする必要がないと認められ、同条第2項の規定に基づく通知（平成27年12月4日付 20150630 商第11号）がなされた。内容は次のとおりである。

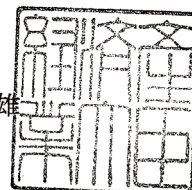
なお、同通知に添付された兵庫県知事からの意見は、「第8章 8.2 方法書についての兵庫県知事の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経済産業省

20150630 商第11号
平成27年12月4日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 川崎 博也 殿

経済産業大臣 林 幹雄



株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する通知について

平成27年6月30日付けで届出のあった、神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく兵庫県知事からの意見は、別添のとおりである。

